

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por4/2558 号

件名:電子システム (RMTS 2011)による原材料および必要資材の  
通関命令、保証、ストックカット手続き

事務局が原材料および必要資材の通関命令、保証、ストックカットがより便利に、早く、効率的、効果的にできるようにし、グッドガバナンスに基づき関連政府機関の情報の一体化するために、原材料および必要資材の恩典を行使する電子システム(RMTS2011)を開発した。

仏暦 2520 年(1977)投資促進法第 11 条、第 13 条、第 30 条および第 36 条の権限に基づき、投資委員会に了解を得て、事務局は電子システム (RMTS 2011)による原材料および必要資材の通関命令、保証、ストックカット手続き以下の通り発布する。

第1項 本布告では

“事務局”とは投資委員会事務局を意味する。

“委任された機関”とは投資委員会事務局に委任され、事務局の監督下で原材料の通関命令、保証、ストックカットを行う機関を意味する。

“原材料”とは原材料および必要資材を意味する。

第2項 原材料の輸入関税免除・減免の恩典を行使する奨励者は委任された機関の電子システムを通じて原材料の通関命令、保証およびストックカットを認可申請すること。

第3項 電子システムを通じて原材料の通関命令、保証およびストックカットを認可申請した奨励者には電子取引法が適用され、以下のことを遂行しなければならない。

- (1) 奨励者は事務局の条件に基づき電子取引の契約をすること。
- (2) 奨励者は事務局もしくは委任された機関で行われる恩典行使方法に関するトレーニングを受けること。
- (3) トレーニングを受けた後、認可申請するためのユーザー暗号が貰え、そのユーザー暗号でシステムにアクセスし、原材料の通関命令、保証、ストックカットを認可申請すること。

第4項 原材料の通関命令および保証の認可申請

- (1) 奨励者は原材料の輸入関税免除・減免に通関命令、輸入関税の保証を電子システムを通じて認可申請すること。
- (2) 認可されたとき、奨励者には電子システム(RMTS2011)の通関命令、保証およびストックカットを通じて、関税局にはナショナルシングルウィンドウズを通じて通告されるが、関税局に書面では通告されない。
- (3) 事務局は3時間以内で認可を検討する。
- (4) 電子システムは奨励者が認可申請された原材料を全項目認可するが、後恩典対象にない原材料と発見された場合、輸入日現在における原材料の状態、価格および税率で恩典を取り上げる。

第5項 原材料のストックカット申請

- (1) 奨励者は製品として輸出された原材料のストックカットを電子システムを通じて以下のデータを用いて認可申請すること。
  - (1.1) 輸出通関報告のデータで原材料のストックカット
    - (ア) 製品名とモデル別々で製造フォーミュラが認可され場合、製品名を“English Description of Goods”に、そしてモデル名を“Product Code”に記入すること。なお、通関報告、インボイス、そして製造フォーミュラにおけるものに一致しなければならない。
    - (イ) 製品名とモデル一緒に製造フォーミュラが認可され場合、製品名およびモデル名を“English Description of Goods”に記入すること。なお、通関報告、インボイス、そして製造フォーミュラにおけるものに一致しなければならない。
  - (1.2) 国内調達先より仕入れた原材料の使用量報告書 (Report V) のデータで原材料のストックカット
    - (ア) 製品名とモデル別々で製造フォーミュラが認可され場合、製品名を“English Description of Goods”に、そしてモデル名を“Product Code”に記入すること。なお、Report V および事務局に認可されたフォーミュラに一致しなければならない。

ประกาศ ศกท.ที่ ป. 4/2558 เรื่อง วิธีปฏิบัติในการส่งปล่อย คำประกัน และตัดบัญชีวัตถุดิบและวัสดุจำเป็นด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์  
(RMTS 2011)  
(非公式訳)

1 เมษายน 2558

- (イ) 製品名とモデルと一緒に製造フォーミュラが認可され場合、製品名およびモデル名を“English Description of Goods”に記入すること。なお、Report V および事務局に認可されたフォーミュラに一致しなければならない。
- (2) 認可されたとき、奨励者には電子システム(RMTS2011)の通関命令、保証およびストックカットを通じて通告される。
- (3) 事務局は3日以内で認可を検討する。

第6項 書面もしくは旧 RMTS システムによる原材料の通関命令に関するあらゆる書類または通告書は2015年4月30日までに通関手続きを済ませなければならない。その期間を過ぎると恩典を行使することができなくなる。その恩典の行使を希望する者は既存の通関命令の案件を取り消してから電子システム(RMTS2011)による通関命令を行うこと。

第7項 2015年5月1日より有効とする。

布告日:2015年4月1日

(ヒランヤ・スジナイ)

投資顧問

投資委員会事務局長代理